

平成 27 年 7 月 6 日

(平成 27 年 12 月 3 日一部改正)

廃炉研究開発連携会議

廃炉研究開発連携会議運営要領 (案)

(会議の運営)

第 1 条 廃炉研究開発連携会議（以下「連携会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の定めるところによる。

(開催)

第 2 条 連携会議は、互選によって指名される議長が招集する。

2 構成員は、議長に連携会議の招集を求めることができる。

(構成員等の出席)

第 3 条 構成員が連携会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を連携会議に出席させることができる。

(会議の公開等)

第 4 条 会議の設置・開催、構成員、資料、議事要旨をウェブページ掲載等により公表する。

但し、会議資料のうち、技術に関する情報など個別利害に直結するもの、または、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、議長が公開に適さないと認める場合には非公表とすることができる。

2 会議資料の議事要旨は、連携会議での議論の内容等を踏まえて、廃炉・汚染水対策チーム会合又は同事務局会議に報告し、公表する。但し、技術に関する情報など個別利害に直結するもの、または、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、議長が公開に適さないと認める場合には非公表とすることができる。

(秘密の保持)

第 5 条 構成員、構成員の代理人、議長が指名した者、ならびに本会議に陪席するものは、審議の過程で知りえた秘密を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 6 条 連携会議の庶務は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）において処理するものとする。

2 構成員のうち有識者に対する謝金及び旅費の支給については、機構の規程によるものとする。但し、辞退があった場合に加え、旅行距離が片道 50 キロメートル以内である場合にあっては旅費を支給しないものとする。

(雑則)

第 7 条 この運営要領に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。